

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、観音寺市粟井土地改良区から役員の退任及び就任について次のとおり届出があった。

平成29年4月25日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 退任した役員

役員の 種 類	氏 名	住 所	退任年月日
理 事	谷川 務	観音寺市粟井町429番地	平成29年3月15日

2 就任した役員

役員の 種 類	氏 名	住 所	就任年月日
理 事	齋藤 巧	観音寺市粟井町459番地1	平成29年4月1日